

答申第6号



平成5年12月2日

相模原市長 館盛静光 殿

相模原市公文書公開審査会  
会 長 高 橋 秀 夫

公文書公開（一部公開）決定処分に関する諮問  
について（答申）

平成5年6月10日付けで諮問のあった、建築基準法に基づ  
く「工場兼事務所建築に係る確認申請書類」一部非公開の件に  
ついて、別紙のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

建築基準法に基づく確認申請書類のうち一部非公開とした、各種機械、作業台の配置図並びに機械名及びその出力に係る記載部分は公開すべきである。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、建築基準法に基づく工場兼事務所建築に係る確認申請書類（以下「本件文書」という。）の一部（1階（工場）平面図中各種機械、作業台の配置図及び機械の名称、出力並びに新旧面積等対照表中基準時及び現在欄の機械名と出力の記載の部分）を相模原市長が平成5年5月21日付けで非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、相模原市長が「建築主の財産上の利益を侵害するおそれがあると認められるため。」相模原市公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第2号本文に該当するとした非公開の決定は、次に掲げる理由から条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 実施機関は、決定に当たり、第三者の意見を聴い

た上で慎重かつ公正に判断を行うべきであったにもかかわらず、それをしないで一部公開の決定をなしたことは「開かれた市政の推進」のための条例第1条（目的）並びに「公開するかどうかの決定を迅速、適確に為す」ための条例第3条（解釈及び運用）の趣旨に反するものであり、実施機関の責務違反である。

イ 条例第6条第1項第2号本文に該当しない情報の具体例として「条例の解釈及び運用の基準」に「特許発明の内容、特許権の設定・移転等」の情報が掲げられている。本件に係る法人（以下「当該法人」という。）は特許で既に全て保護されているレンズの研磨加工を行っており、非公開とした情報は、当該レンズの研磨加工に係る情報であるから、本号本文に該当しない。

ウ 当該法人である建築主本人と工場内で、機械の種類、配置、騒音等について話し合ったことがあり、当該法人は、工場に関して知られることに抵抗はないはずである。（当該法人に不利益を与えないと明らかに認められるものである。）

エ 本件に係る工場は、平成5年6月2日の市の検査

によって、神奈川県公害防止条例に規定する騒音基準の許容限度に抵触している事実がある。このため周辺住民に対する危険及び損害の排除、拡大防止等のため公開すべきものであり、条例第6条第1項第2号ただし書アに該当するものである。

オ 第一種住居専用地域において、周辺住民の確知しない公害指定工場が違法不当の可能性をもって建築されることへの不合理性、不安感及び心配等は、社会通念に照らしてもはなはだ妥当性を欠く。全部公開は、第一種住居専用地域等を設けた都市計画法の目的に合致している。

カ 建築確認申請書に添付された図書のうち、実施機関が請求の対象外であるとした「基準時の配置図及び1、2階平面図」及び新旧面積等対照表中「基準時の敷地面積等に関する部分」については、請求目的からして対象として公開すべきものである。

また、請求目的である周辺地域の生活環境全般に影響を及ぼす内容のものであれば、申請書添付図書にかかわらず、基準時の敷地面積等に関する「地籍測量図」又は「土地実測図」の全部公開もあわせて改めて要求する。

### 3 実施機関の職員（建築審査課長）の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、本件文書の一部を非公開とした理由は次のとおりである。

#### (1) 条例第6条第1項第2号本文該当性について

ア 本件文書は、法人の事業活動に関する情報である。

法人等に関する情報の公開に当たっては、法人等に不利益を与えることを防止する観点から、本号本文において「公開することにより、当該法人に不利益を与えないと明らかに認められるもの以外のもの」については、公開しないことができると規定している。したがって、不利益を与えないと明らかに認められる情報については公開するものであるが、これ以外の情報については、公開しないことができるものである。

イ 今回の決定処分のうち、確認申請書（建築物）、案内図、配置図等については公開しても、当該法人に不利益を与えないと明らかに認められるため公開したものであり、一部非公開とした部分については、公開することにより、当該法人に不利益を与えないと明らかに認められないため、非公開としたものであり、その理由は次のとおりである。

(ア) レンズ加工に必要な各種機械の名称、出力が記載された部分については、機械等の種類、出力から能力が容易に推測でき、また、1階（工場）平面図に記載された当該機械等の配置からは、この工場の能力、製造工程等が計り知れる。したがって、これらの情報は当該法人の生産活動上の秘密に関する情報と考えられる。

よって、公開することにより当該法人に不利益を与えないと明らかに認められるもの以外の情報であり、本号本文に該当する。

(イ) 第三者である当該法人に対し公開した場合の支障の有無について聴いたところ、支障があるとのことであった。どのような支障があるかについては聴いていない。

特許の話については、後日（決定後）当該法人から聴いたが、本件の公開請求に係る情報とは別である。

(2) 条例第6条第1項第2号ただし書該当性について

本件に係る建築計画は、建築基準法等関係法令に適合しているものであり、また、確認申請に係る事業活動によって、現に発生している危険、損害はなく、将

来発生することも確実とはいえない。

したがって、ただし書、ア、イのいずれにも該当しない。

### (3) 請求対象文書の特定について

請求の内容を請求者に確認したところ、計画建築物の面積、原動機の種類、壁の構造等である、ということであった。また、請求書に記載の請求目的からも計画建築物の情報ということが明確であったため、「基準時の配置図及び1、2階平面図」、新旧面積等対照表中、「基準時の敷地面積等に関する部分」等基準時に関する情報については、請求の対象外とした。ただし、基準時の機械名については、請求の内容（生活環境全般に及ぼす影響）からして、請求の対象とした。

## 4 審査会の判断理由

### (1) 本件文書の性格について

本件文書に係る建築物は、いわゆる「既存不適格建築物」と称される建築物の改築として、建築基準法第3条第2項及び同法第86条の2の適用を受けるものとして、同法第6条第1項の規定に基づいて、相模原市建築主事に確認の申請がされ、同条第3項の規定により確認の通知がされたものであって、本件文書は、

この申請書類である。

(2) 条例第6条第1項第2号本文該当性について

ア 条例第6条第1項第2号は、法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報であって、公開することにより当該法人等に不利益を与えないと明らかに認められるもの以外のものは公開しないことができるとしている。

イ 「不利益を与えないと明らかに認められるもの以外のもの」に該当するか否かの判断は、「さがみはらの公文書公開（条例の解釈及び運用の基準）」（以下「解釈運用基準」という。）によれば、「不利益を与えないと明らかに認められるもの」に該当するか否かを判断することによって本号に該当するかどうかを判断することとし、また、本号本文に該当しない情報、すなわち「不利益を与えないと明らかに認められる情報」を次の①～④に分類整理するとともにそれぞれ該当する情報の具体例を掲げ、具体例に掲げられたような情報は公開するものであり、それ以外の情報は公開しないことができるものであるとしている。



「不利益を与えないと明らかに認められる情報」  
として分類整理された情報

- ① 何人でも法令の規定により閲覧できるとされている情報
- ② 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
- ③ 統計のように素材が処理、加工されていて、個々の法人等が識別できなくなっている情報
- ④ その他公開することにより、法人等に不利益を与えないと明らかに認められる情報

ウ そこで、実施機関が非公開とした情報が、前記イ

①～④に該当するか否かについて検討する。

(ア) ①～③に該当する情報でないことは明らかである。

(イ) ④の「その他公開することにより、法人等に不利益を与えないと明らかに認められる情報」の具体例として解釈運用基準には「法令の規定により行われた許可、免許、届出等に関する情報～中略～であって、一件書類の中の秘密を除いたもの」が掲げられている。

本件文書は、建築基準法の規定に基づいて確認

の申請がされたものであるから、この具体例に掲げられた情報の前段部分に該当する情報と認められる。

次に後段部分の「秘密」に該当するか否かについて検討する。

(ウ) 実施機関は、非公開とした情報から工場能力、製造工程等が計り知れる。したがって、当該法人の生産活動上の秘密に関する情報であり、公開することにより、当該法人に不利益を与えないと明らかに認められるもの以外のものであり、また、本件文書の公開に当たって第三者である当該法人から意見を聴いたところ、公開することに支障があるとの回答を得ている、と説明している。

(エ) 当審査会としては、非公開とされた情報の内容及び実施機関の説明からだけでは、非公開とされた情報が当該法人の生産活動上の「秘密」に関する情報であるか否かについて判断し難いものであった。このため当審査会は、実施機関が非公開とした情報が当該法人の「秘密」に関する情報であるか、公開することにより当該法人に不利益を与えることとなるのか否かについて、当該法人から

意見を求めるとともに公開特許公報により調査検討を行った。

(オ) まず、非公開とされている情報と当該法人の当該情報に係る事業活動との関係について検討した結果、当該法人がレンズ加工を本件建築物の当該地において従前から行い、かつ、レンズ加工業を営んでいること、レンズ加工の方法については、特許を有し、その内容については、公開特許公報（特許出願公開昭54-117513ほか3件）により一般に公開されているものであること、非公開とされている情報は、このようなレンズ加工を行うための機械の名称等の情報であることが認められるものであった。

(カ) そこで、この公開特許公報により示されたレンズの製造方法と、非公開とされている機械の名称、出力及び機械の配置に関する情報について検討する。

① まず、非公開とされている機械の名称についてであるが、一部の機械を除いてはレンズ加工を行う事業者にとっては、通常必要とされる機械の一般的な名称（呼び名）を示したものであると考え

られる。

また、一部の機械については公開特許公報の内容からすると、当該法人の特許に係るレンズの加工に用いる機械であることが認められるが、これについても機械の名称（呼び名）を示したものであって、当該法人が公開特許公報により示したレンズの製造方法からすると必要とされる機械であることは明らかである。

- ② 次に、機械の名称とともに記載された、機械の出力について検討する。出力については、機械を作動させるモーターの出力を示したものであるが、当該情報には機械の構造及び機能等についての記載はされていない。

ところで、レンズ加工業を営む他の事業者が同一の機械、同一の方法によりレンズ加工を行っている場合には、モーターの出力からレンズの生産能力が推測されることも考えられないではないが、当該法人は特許権を有し他の事業者と異なった方法によりレンズ加工を行っていること、また、他の事業者と異なった機械を用いていることは容易に推測され得るところである。したがって、本件

文書に記載の機械の名称及び出力からだけではレンズの生産能力が明らかになるとは考えられない。

また、実施機関は、機械の配置から製造工程等が計り知れる、と説明しているが、レンズの製造方法及び実施態様等について、当該法人は公開特許公報により明らかにしていることから考えると「機械の配置が当該法人の秘密に関する情報である」という実施機関の説明は採用することができない。

(キ) 以上のこと及び当審査会として当該法人から書面及び口頭により聴いた意見を総合すると、実施機関が当該法人の生産活動上の「秘密」に関する情報であるとして非公開とした機械の名称等については、条例第6条第1項第2号本文に該当しない情報の具体例として掲げられた「法令の規定により行われた許可、免許、届出等に関する情報～中略～であって、一件書類の中の秘密を除いたもの」に該当すると判断する。

(ク) よって、当審査会は、実施機関が条例第6条第1項第2号本文に該当するとして本件文書の一部を非公開とした決定は相当でないとは判断する。

(3) 条例第6条第1項第2号ただし書該当性について

不服申立人及び実施機関は、ただし書にもそれぞれ言及しているが、本件文書に記載された機械の名称、出力等を公開しても、同号本文には該当しないと判断したので、ただし書についての判断は必要としない。

(4) 請求の対象情報について

本件公文書公開請求に対して、実施機関が請求の対象とした公文書の範囲について、実施機関及び不服申立人の間で意見の相違が見られるが、当審査会としては、請求書に記された内容及び双方の意見からは請求の範囲について客観的な判断はし難いものであるが、実施機関が請求の対象外であるとした基準時の「配置図及び1、2階平面図」及び新旧面積等対照表中の「基準時の敷地面積等に関する部分」については、非公開とすべき情報でないことが認められるため、本件決定において非公開とした部分の公開と合せ情報提供による公開に努められることを期待する。

なお、不服申立人は意見陳述において、周辺地域の生活環境全般に影響を及ぼす内容に係る図書であ

れば、請求に係る確認申請書類にこだわらず、基準時の「地籍測量図」又は「土地実測図」についても公開すべきものであるとしているが、これについては本件請求に係る確認申請書類に含まれないものであるから、本件不服申立て及び当審査会の審議の対象とはならない。

(5) 一部公開の実施方法について

実施機関は、「1階（工場）平面図」及び「新旧面積等対照表」のそれぞれ一部について非公開とし、残りの部分について一部公開の実施（閲覧及び写しの交付）を行ったものであるが、非公開部分を分離する方法として、「1階（工場）平面図」については非公開部分を覆って複写したものによって、また、「新旧面積等対照表」については、当該対照表のすべてを複写し、非公開部分を黒塗りし、更にこれを複写したものによって公開を行っている。非公開部分を分離する方法としては「解釈運用基準」によれば、このいずれの方法によってもよいものとされているが、同一の請求に対して行う一部公開に当たっては、いずれか統一した方法によるべきである。

また、今回の決定にあっては、「新旧面積等対照

表」に請求の対象部分とそれ以外の部分があり、なおかつ請求の対象部分に非公開部分とそれ以外の部分が混在していたため、実施機関は、請求の対象でないとする部分についても非公開とする部分と同様に黒塗りし公開を行っているが、一部公開を受ける請求者にとっては、請求の対象外とされた部分と非公開とされた部分が分かりにくいものである。今後この点についても検討を図る必要がある。

なお、今後非公開部分とそれ以外の部分が同一のページに記載されているときの非公開部分を分離する方法としては、該当するページのすべてを複写して、非公開部分をマジック等で消した上で、更にそれを複写したものをもって公開する方法によることが適切であろう。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。



## 別紙

## 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
5. 6. 10	○ 諮 問
6. 11	○実施機関（主管：建築指導部建築審査課）に 公文書公開（一部公開）決定理由説明書の提出依頼
6. 22	○実施機関から、公文書公開（一部公開）決定理由説明書を受理
6. 23	○不服申立人に公文書公開（一部公開）決定理由説明書の写しを送付及び当該理由説明書に対する意見書の提出依頼
7. 2 (第37回審査会)	○ 審 議
7. 5	○不服申立人から、公文書公開（一部公開）決定理由説明書に対する意見書を受理
7. 6	○ 実施機関に公文書公開（一部公開）決定理由説明書に対する意見書の写しを送付
7. 22 (第38回審査会)	○ 実施機関の職員（建築審査課長ほか1名） から非公開理由説明の聴取 ○ 審 議
8. 6 (第39回審査会)	○ 審 議
9. 2 (第40回審査会)	○ 不服申立人から意見の聴取 ○ 審 議
10. 7 (第41回審査会)	○ 審 議
11. 4 (第42回審査会)	○ 審 議
12. 2 (第43回審査会)	○ 審 議 ○ 答 申